

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」
答申(案)に対する意見及びその考え方(案)

序章 沿革と環境変化

意 見	考 え 方
意見1 改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえて、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべき。	考え方1
○ 電気通信市場においては、答申案でも言及されているとおり、固定電話の契約者数が平成21年度末には前年度比約8%減の約4,334万加入と減少する一方で、IP電話の契約者数は、前年度比約13%増の約2,283万件と顕著な伸びを示しています。このようなPSTNからIP網への急速なマイグレーションの進行によって、PSTNのトラフィックは減少を続けており、平成22年度のPSTN接続料はGC接続、IC接続共に前年度に比べて大幅に上昇しています。 このように市場環境が変化していることを踏まえ、今回、平成23年度以降のPSTNの接続料算定のあり方について、LRICモデルに代わる新たな算定方式の採用の是非も含めて幅広く検討が行われたことは大変有意義であったと考えます。検討にあたっては、弊社も、PSTNからIP電話への円滑なマイグレーションを促進することにより電話サービス全体のコスト低廉化を図る新たな算定方式を提案したところです。 検討の結果としては、「算定方式の見直しを行うには十分な検討時間を要する」との理由から、平成23年度から24年度の2年間は改良モデルを採用するとの答申案となっていますが、PSTNを取り巻く環境の変化は急速に進んでおり、今後も接続料の上昇傾向に拍車がかかることが想定されることから、この2年の間にも競争環境は大きく後退し、ユーザー利便が損われかねない危機的状況にあります。 このことに鑑みれば、改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえて、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきです。 (KDDI)	○ 答申(案)に示したとおり、今後、「光の道」構想の具体化が進められるとともに、PSTNのコア網のIP化等に関する具体的展望等についてNTT東西から概括的展望が公表される予定であることから、これらの動向やIP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。

意見2 PSTNからIP網への移行に応じて、PSTN接続料の算定の在り方について、柔軟な見直しを適時適切に行うべき。	考え方2
○ 現在は、PSTNからIP網への移行期にあり、PSTNとIPの二重設備を運用していることに起因するコスト増が発生していますが、国民経済的な観点からも、このコスト増を抑制するために移行期間は可能な限り短くし、PSTNからより効率的なIP網への移行を加速化すべきです。 また、このような環境変化に応じて、PSTN接続料の算定の在り方についても、現行の原則論に縛られることなく、柔軟な見直しを適時適切に行うべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 答申(案)に示したとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。 また、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。

第1章 平成23年度以降の接続料算定方式

1. 改良モデルの評価

意見3 より実態に即した改良モデルを23年度以降の接続料算定に採用することに賛同。	考え方3
○ より実態に即した改良モデルを23年度以降の接続料算定に採用することに賛成します。 (九州通信ネットワーク)	○ 賛同のご意見として承る。
意見4 今後もLRIC費用と実際費用の比較を行い、継続的に分析を行って改良モデルの改修を進めるべき。また、環境変化を踏まえ、算定方式の見直しに向けた検討を速やかに開始すべき。	考え方4
○ LRICモデルは接続料算定の透明性を担保する方式として有効であり、改良モデル自体は、これまで述べたとおり、環境変化を可能な限り反映したものであると考えます。 ただし、今回LRIC費用と実際費用について費用科目別の比較を行うことが可能となり、両者の比較を通じてモデルの更なる改修の必要性が示されたことは重要です。 答申案で示されたとおり、両者は算定方式に異なる点があり、実際費用の方が低い値であることのみをもって、直ちにモデルの有用性が否定されるもの	○ 答申(案)に示したとおり、今後もLRIC費用と実際費用の比較を続けていくとともに、必要に応じて分析等を行った上で、改善すべき点があれば長期増分費用モデルを適時適切に改修することが適当である。 なお、算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきのご意見については、考え方1のとおり。

ではありません。しかしながら、その時点での最新の技術を使って最も効率的にネットワークを作った場合のコストを想定して算定するというLRICモデルの趣旨からすれば、本来はLRIC費用が最も低い値となることが自然ですが、PSTNの需要の減退期にある平成15年度以降、LRIC費用より実際費用の方が低い値となる状態が続いています。 従って、答申案のとおり、今後もLRIC費用と実際費用の比較を行い、改良モデルについては継続的に分析を行って改修を進めることは当然必要ですが、そもそも市場環境の変化を鑑みれば、第1章－2の弊社意見の通り、算定方式について抜本的な見直しを行うべきです。 (KDDI) ○ 改良モデルは、第四次モデルと比べて、より精緻化が図られたモデルであると考えます。しかしながら、今後PSTNトラヒックの減少がさらに進展する可能性に鑑みれば、公正競争や消費者利便への影響が顕在化する恐れもあるため、今回の答申後速やかに、PSTNからIP網への移行という環境変化を踏まえた新モデルの検討を開始すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
---	--

第1章 平成23年度以降の接続料算定方式

2. 現行の接続料算定方式の評価と平成23年度以降の接続料算定方式の扱い

意見5 固定電話サービスにおいて、長期増分費用方式の前提が既に現実の事業環境にそぐわないものとなっているため、長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用方式(実績原価)に見直すべき。	考え方5
○ 答申(案)においては、平成23年度以降の算定方式として改良モデルを適用することが適当であるとされております。 しかしながら、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、固定電話サービスにおいては、既に高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にないとともに、市場規模の縮小によりスケールメリットが効かない状況となっており、事業法第33条第5項で規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新しく構成する」といった長期増分費用方式の前提は、既に現実の事業環境にそぐわないものとなっています。 更に、長期増分費用モデルは需要の減少に対して即応できる設備構成に瞬時に置き換える前提となっているため、需要減に比例してコスト縮減が図れるのに対し、実際には需要減に応じて、例えば交換機の台数を減らしてコストを削減することはできず、NTT東西が可能な限り効率化の努力をしたとしても、長期増分費用モデルが現行の仕組みとなっている限りは必要となるコストの回収ができなくなるため、固定電話網の安定的な設備提供に支障をきたすことが懸念されます。 従って、長期増分費用方式を早急に廃止し、速やかに実際費用方式(実績原価)に見直す必要があると考えます。 (NTT東日本、NTT西日本)	○ 長期増分費用方式は、客観的なモデルに基づきコスト算定を行う方式であり、既存事業者の実際ネットワークに内在している非効率性を排除することにつながっているなど、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献してきているものと認められる。また、今後もなお一定の意義を持ち続けるものと考えられる。 ヒアリング等においても、ボトルネック事業者の非効率性を排除し、接続料算定の透明性を担保する方式として有効であることなどから、その維持を望む意見も多く、また、現時点では、これに代わりうる適切な方式は見当たらない。 以上のことから、平成23年度から平成24年度までの接続料の算定方式としては、引き続き長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当である。
意見6 提案を行った新たな算定方式の適用の是非を含め、PSTNの接続料算定方式の見直しについて、早急に検討を開始すべき。	考え方6
○ 今回の検討にあたって弊社が提案した、一定期間後のPSTNとIP電話の需要の比率をあらかじめ定め、電話サービスコストを一体として把握して接続料算定を行う方式については、「現時点ではPSTNとIP電話を取り巻く今後の環境変化を踏まえた上での将来需要を正確に見通すことは可能とは言い難い」との理由で、採用の検討が見送られました。	○ 答申(案)に示したとおり、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。 なお、算定方式の見直しについて早急に検討を開始すべきとのご意見につ

しかしながら、前述のとおり、PSTNからIPへと需要の移行は急速に進んでおり、改良モデルを適用することが適当とされた平成23年からの2年間の間にも、競争環境が大きく後退し、ユーザー利便が損われるおそれがあります。 「光の道」の過渡期においては、メタルから光へのアクセス網のマイグレーションが進んでいくものと認識していますが、コア網のIP化についてはアクセス網とは関係なく推進することが可能です。従って、NTTが今秋に公表するとしている概括的展望を待つまでもなく、競争環境確保のために、移行先となるコア網のオープン化とマイグレーションに伴う課題の解決を図ることを前提に、IP化への効率的なマイグレーションのタイムスケジュールについて、関係者間で認識の共有を図って設定することは可能です。従って、PSTNの接続料算定方式の見直しについて、弊社が提案した新たな算定方式の適用の是非を含めて早急に検討を開始すべきです。 なお、別途総務省において議論が進められている「光の道」構想や、NTTの概括的展望についても、間もなく具体的な方向性が示されるものと期待されますが、これらも検討の材料として当然に参照すべきと考えます。 (KDDI)	いては、考え方1のとおり。
意見7 IP網をベースとした新たな長期増分費用モデルを速やかに構築し、平成24年度から適用すべき。また、平成23年度については、改良モデルの入力値にIP電話トラヒックを加える方式とすべき。	考え方7
○ 長期増分費用方式(以下、「LRIC」という。)は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」という。)の非効率性排除及び接続料算定の透明性・公正性確保という観点から有用な算定方式です。 よって、今後IP網への移行がさらに進展する環境においてもLRICの採用が適切であり、IP網をベースとした新たなLRICモデル(以下、「IPモデル」という。)を速やかに構築すべきと考えます。IPモデル適用開始時期については後述するとおり、市場環境の変化やモデル構築期間を考慮し、平成24年度とすべきと考えます。 なお、平成23年度については、IP網への移行期における非効率性を排除するための暫定措置として、改良モデルの入力値にIP電話トラヒックを加える方式(以下、「PSTN定常」という。)を採用すべきと考えます。 また、IP網への移行期においては、不可避免的に発生する二重設備コスト以	○ 答申(案)に示したとおり、IP網をベースとした長期増分費用モデルによる算定方式については、具体的なモデルの構成やロジック等に関する提案はなく、また、IP網が持つ特徴に起因する諸課題は十分に解決されているとは言えないことから、現時点で精緻なIPモデルを直ちに構築することは困難であると考えられる。 ただし、IP電話の利用番号数が加入電話契約者数の約半数にも達し、今後加入電話からIP電話への需要の移行がますます進んでいくと予想される中、IPモデルの構築については、引き続き諸外国の動向やIP網に関する技術の成熟度等を注視しつつ、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えられる。 また、PSTNとは設備構成が異なるIP電話の需要をPSTNの需要とみなして接続料を算定することは、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則に必ずしも則っているとは言い難いが、今後のPSTNを取り巻く環

外にも過剰な残存設備やその保全費に係るコスト等が発生する可能性があると考えます。このような非効率性については、徹底して排除すべきであり、そのためには、欧州での動向※も参考にしつつ、NTT東西殿のコスト回収を前提とした接続料算定方式からの脱却を図るためのプライシング議論も必要と考えます。 ※ 欧州においては、EC (European Commission) 及び BEREC (Body of European Regulators for Electronic Communications) が移行に伴う二重費用（あるいは利用率の低下による余剰費用）は、効率的費用ではなく、事業者のイノベーションの促進や消費者利便のためにも接続料原価に含めるべきではない旨の指針を示しています。これに伴い、各国規制当局は自らイニシアティブを取り、事業者のIP網への移行に係る追加コストの回収に拘泥しない、仮想的な効率的事業者のコストに基づく算定方式を採用する方向にあります。 <参考> EC 「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT accompanying the COMMISSION RECOMMENDATION on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU EXPLANATORY NOTE」(2009/5/7) P7・P32 http://ec.europa.eu/information_society/policy/ecomm/doc/implementation_enforcement/eu_consultation_procedures/explanatory_note.pdf BEREC 「ERG Common Statement on Regulatory Principles of IP-IC/NGN Core – A work program towards a Common Position」(2008/10/16) P84 http://berec.europa.eu/doc/publications/erg_08_26_final_ngn_ip_ic_cs_081016.pdf (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。
意見8 PSTNとIP網を合算した接続料算定方式の検討にあたっては、加入電話とIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえ、算定対象とする設備やコストの範囲等について慎重に検討すべき。	考え方8
○ 今回、他事業者から提案されたPSTNとIP網を合算して算定する新たな方式については、答申(案)において、これらの提案等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、環境の変化を考慮しつつ、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えられる、とされております。	○ 答申(案)に示したとおり、今後のPSTNを取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行の長期増分費用方式を見直す場合には、ヒアリングにおいて事業者から提案がなされた新たな算定方式等を含め、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。

しかしながら、IP網は他事業者との競争下で構築され、現に熾烈なサービス競争を展開していることから、ボトルネック性はなくPSTNと同じ規制の枠組みの中で検討されるべきものではないと考えます。 仮にこうした点を捨象し、IP網との合算により接続料を算定することを検討する場合、実際の接続に要したコストを回収する仕組みである実際費用方式（実績原価）を適用することを前提に算定することは可能性としてあり得るものと考えます。 ただし、検討にあたっては、加入電話とIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえて、算定対象とする設備やコストの範囲等について慎重に検討していく必要があると考えます。 （NTT東日本、NTT西日本）	PSTNとIP電話の加重平均での接続料算定を行う方式については、ヒアリングにおいて、実際費用方式を前提に算定することは可能性としてあり得るとの意見も示されたが、その場合には、PSTNとIP電話の設備構成やコスト構造の違いを踏まえて、算定対象とする設備やコストの範囲等について、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。
--	---

第2章 NTSコストの扱い

意見9 き線点RT－GC間伝送路コストについて、引き続き接続料原価に算入することとする答申（案）の内容に賛同。 ○ NTSコストのうち、き線点RT－GC間伝送路コストの扱いについては、平成19年度に、利用者料金（ユニバーサルサービス料）の抑制を図る観点からユニバーサルサービス基金制度を見直したことに伴い、接続料の原価に算入するとしたものであり、今後、ユニバーサル基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ないものと考えており、答申（案）において、当該コストを引き続き接続料の原価に算入することとしたことに賛同いたします。 （NTT東日本、NTT西日本）	考え方9 ○ 賛同のご意見として承る。
意見10 き線点RT－GC間伝送路コストは、他のNTSコストと同様、原則として基本料で回収すべき。当該コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度の見直しの中で検討し、その結果を速やかに反映すべき。 ○ き線点RT～GC間伝送路コストの扱いについては、他のNTSコストと同様に、接続料原価から除外し、基本料の中で回収すべきと考えます。 仮に、答申（案）の通り、当分の間の措置として、接続料原価にその100%を	考え方10 ○ 答申（案）に示したとおり、平成23年度以降のき線点RT－GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担軽減の観点から、当分の間、従量制接続料の原価にその100%を参入することもやむを得ないと考えられる。

算入するのであれば、現在進められているユニバーサルサービス制度の見直し結果を踏まえて、速やかに再検討を実施すべきと考えます。

(九州通信ネットワーク)

- NTSコストについては、答申案でも示されている通り、基本料で回収することが原則ですが、き線点RT-GC間伝送路コストのPSTN接続料への再算入については、ユニバーサルサービス制度における利用者負担を軽減する観点から当面の間の措置として行われているものであり、現時点において、この措置を継続することはやむを得ないものと考えます。

しかしながら、答申案でも示されたとおり、総務省においてユニバーサルサービス制度について見直しの議論が開始されているところであり、社会的コンセンサスに配慮することを前提に、NTSコストの扱いについても原則に沿うよう、検討すべきです。

(KDDI)

- NTSコストの取り扱いについては、平成16年10月19日付け情報通信審議会答申(以下、「平成16年答申」という。)において、すべてのNTSコストを基本料の費用範囲の中で回収することが適当と整理されましたが、平成19年9月20日付け情報通信審議会答申において、ユニバーサルサービス制度の補填額について利用者負担を抑制する観点から「当分の間の措置」として、き線点RT-GC間伝送路コスト(以下、「当該コスト」という。)については接続料原価へ算入することとされました。

平成16年答申の結論を踏まえれば、まずは、NTT東西殿のコストを精査したうえで、基本料での当該コストの回収可能性を検証すべきであり、今後行われるユニバーサルサービス政策委員会においても、当該コストの取り扱いについては、基本料での回収を前提に議論し、結論を得るべきです。

なお、これらの議論で結論が得られた場合、当該コストを接続料原価から即座に控除する旨を今回の答申に明記すべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

- 「き線点RT-GC間伝送路コストの扱い」については、ユニバーサルサービス制度における利用者負担の軽減の観点から接続料原価に算入され、同制度と

しかしながら、当該コストは、NTSコストとして基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、当該コストの接続料原価への算入は、利用者負担の抑制を図る観点からユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。

当該コストの扱いについては、ユニバーサルサービス制度の在り方と密接に関係していることから、ユニバーサルサービス制度の見直しの動向やその結論等を踏まえて、所要の見直しを適時適切に検討することが適当である。

接続料算定方式は補対の関係になりました。その結果、下表のとおり同コストはGC接続料原価全体の約20%を占め、接続料上昇の大きな要因となっています。

今後のユニバーサルサービス制度の見直しにおいては、「き線点RT-GC間伝送路コストの扱い」の早期なる結論と接続料算定方式への反映が速やかに実施すべきと考えます。

表:GC 接続料水準(推計値)

(単位:円/3分)

	平成 23 年 *	平成 24 年度	平成 2 年度
①接続 原価算入(100%)	5.1～5.3	5.4～6.0	5.8～ 8
平成 22 年度比	-2～+2%	+4～+15%	+ 1 +31%
②接続料原価不 入 の う	4.1～4.3	4.4～4.8	4.7～5.4
接続料金に含まれるユニバーサルサービス相当分(②-①)	0	1.0～1.2	1.1～1.4

①接続料へのき線点 RT-GC 間伝送路コストの算入が 100%である場合。

②接続料へのき線点 RT-GC 間伝送路コストの算入が 0%である場合。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

第3章 接続料算定に用いる入力値の扱い

意見11 接続料算定に用いる入力値について現行どおりとすることが適当とする答申(案)の考え方に賛同。

考え方11

○ 入力値の取り扱いといった基本的なルールは、制度の安定性の観点から、頻繁に変更すべきものではないと考えており、接続料算定に用いる入力値について、「現行どおりとすることが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。

○ 賛同のご意見として承る。

(九州通信ネットワーク)

意見12 今後、PSTNからIP電話への需要の移行を踏まえて接続料算定方式を見直す場合には、入力値の扱いについても併せて再検討すべき。	考え方12
○ 接続料算定に用いる通信量は、接続料の予見性を確保する観点から、実際に把握可能な過去実績を用いることが基本です。 平成23年度以降の接続料算定において改良モデルを適用する限りは、一部予測値を使う現行の手法を継続することについて一定の合理性があると考えられますが、今後、弊社提案のようにPSTNからIP電話への需要の移行を踏まえて算定方式を見直すにあたっては、入力値の扱いについてもこれにあわせて再検討する必要があります。 (KDDI)	○ IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当であるが、その際には、接続料算定に用いる入力値の扱いも含めて検討することが適当である。
意見13 平成23年度の接続料算定方式に改良モデルを用いるに当たっては、入力値として、PSTNトラヒックに加えPSTNから移行したIP電話トラヒック分も加えるべき。	考え方13
○ 平成23年度の接続料算定方式に改良モデルを用いるに当たっては、前述のとおり、入力値としてPSTNトラヒックに加えPSTNから移行したIP電話トラヒック分も加えるべきと考えます。 このPSTN定常方式であれば、改良モデルの変更を要さず、入力値に応じてモデル上のコストも増減するため、移行期における非効率性を排除しつつ、需要に応じた適正な原価を算定することが可能と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ PSTNから移行したIP電話トラヒックを入力値に加えて平成23年度接続料を算定すべきとのご意見については、考え方7のとおり。
意見14 コストを適切に回収する観点等から、接続料算定には適用年度を予測した通信量を用いるべき。	考え方14
○ 答申(案)においては、予測通信量の信頼性の観点から、引き続き、前年度下期と当該年度上期を通年化した通信量(8か月先予測)を採用することが適当とされておりますが、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、接続料金については、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するものであり、接続料の算定に用いる通信量についても、以下の理由から、適用年度を予測した通信量(14か月先予測)を用いることが適当と考えます。	○ 答申(案)に示したとおり、接続料算定に用いる通信量については、通信量の減少傾向が継続すると見込まれることを前提とすれば、計測・予測期間が適用年度から乖離するほど、NTT東西の接続料収入が過小評価となる可能性も大きくなる。しかしながら、予見性確保等の観点から適用年度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することは不可能であることを考慮すれば、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当である。 こうした点を踏まえ、予測通信量として3つの方法を比較検討した結果、最

① 過去の実績を検証してみると、適用年度を予測した通信量(14か月先予測)が、適用年度の実績通信量との乖離が最も小さいこと。 ② 将来原価方式等、長期増分費用方式以外の接続料算定においては、適用年度の予測通信量が用いられていること。 (NTT東日本、NTT西日本)	も信頼性が高いと考えられる「前年度下期と当年度上期を通年化した通信量」を引き続き採用することが適当であることは、答申(案)に示したとおりである。
---	---

第4章 接続料における東西格差

意 見	考 え 方
意見15 これまでと同様に、東西均一接続料を採用することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。	考え方15
○ 東西別接続料の設定による公正競争上の影響や料金の地域格差等の観点から、「東西均一接続料を採用することが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。 (九州通信ネットワーク) ○ 長期増分費用方式による接続料金について、ユニバーサルサービスである加入電話等の料金水準に対する社会的要請を鑑みれば、NTT東西殿で均一の接続料を設定することは、当面の間やむを得ないものと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル) ○ 従来、固定電話の市内通話については、ユニバーサルサービスとして位置づけられ、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、並びに、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところです。 今回の答申(案)においては、平成23年度以降の接続料算定においても、これまでと同様に、東西均一料金を採用することが適当である、とされておりますが、これは、利用者料金の全国均一料金での提供に対する社会的要請等に大きな環境の変化があるとは認められないことから、これまでと同様、東	○ 賛同のご意見として承る。

西均一接続料を採用することとしたものと認識しております。 (NTT東日本、NTT西日本)	
意見16 東西均一接続料を継続する場合には、現行の東西交付金制度の継続等が必要。	考え方16
○ 東西均一接続料を継続する場合には、西日本エリアにおける接続料コストの回収が可能となるよう、現行の東西交付金制度の継続、又はこれと同等の仕組みの導入が前提であると考えます。 (NTT西日本)	○ 現行の東西交付金制度の扱いについては、今後、総務省において検討し、必要に応じて措置されるべき事項である。
意見17 東西別接続料の導入について検討すべき。	考え方17
○ 答申案においては、試算の結果、NTT東・西間の接続料格差に与える影響がほとんど見受けられないことを理由に、これまでと同様に東西均一接続料を採用することが適当とされています。 しかしながら、本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきであり、仮にNTT東・西間の格差がわずかなものであったとしても、会社別の接続料を設定すべきです。 従って、事業者ヒアリングにおいても指摘したとおり、IP電話へのマイグレーションを踏まえた新たな接続料算定方式の検討にあわせ、社会的コンセンサスにも配慮しながら、東西別接続料の導入について検討すべきと考えます。 (KDDI) ○ NTT東西殿は別の事業会社であり、ヤードスティック競争を進展させるためにも、その接続料は個別に設定されるべきと考えます。 その結果として、競争原理が働きNTT東西殿双方において、サービスの一層の多様化や利用者料金の低廉化に繋がる等、消費者利便の向上にも資すると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、ご意見のとおり、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当である。 他方、答申(案)に示したとおり、改良モデルを適用することによって、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、依然として当該格差が20%以上に達していること、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことなどを勘案すれば、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。 なお、NGNによるIP電話(IGS機能)において東西別接続料が設定されていることにかんがみれば、固定電話に比してある程度IP電話が普及した段階においては、長期増分費用方式に基づく接続料についても、社会的コンセンサスに十分配慮しつつ、東西別接続料の導入について検討する必要がある。

第5章 改良モデルを用いた算定方式の適用期間

意見18 改良モデルを用いた算定方式の適用期間を2年間とする答申(案)の考え方に賛同。	考え方18
○ 「NTT東西より発表予定の概括的展望」や「光の道」構想の実現に向けた取組などにより、今後の電気通信事業を取り巻く環境は急激に変化すると予想されることから、「2年間とすることが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。 (九州通信ネットワーク)	○ 賛同のご意見として承る。
意見19 本来、実際費用方式を適用すべきであるが、長期増分費用モデルを適用するとした場合には、改良モデルの適用期間については、従来どおり複数年度の適用が適当。	考え方19
○ 今回、答申(案)で、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を、モデルを取り巻く環境変化についてもかんがみ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当とされているところです。 当社としては、平成22年5月25日の合同公開ヒアリングにおいて述べたとおり、本来、実際費用方式(実績原価)を適用すべきと考えますが、仮に長期増分費用モデルを適用するとした場合の改良モデルの適用期間については、 ・ 事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、算定方法の頻繁な変更は好ましくないこと ・ 今回のモデルに代わる新たなモデルを構築する場合には、相当の期間・稼動を要すること から、従来どおり、複数年度の適用が適当と考えます。 また、適用期間内にユニバーサルサービス基金制度の見直し等により長期増分費用モデルの適用方法を見直す必要が生じた場合には、前回モデルにおける答申『適用期間は平成22年度までの3年間とすることが適当。ただし、適用期間内に新モデルが機能しなくなるおそれが明確な状況になった場合は、平成22年度を待たずに、接続料算定の在り方について検討を開始し、速やかに所要の制度整備を図ることが適当』と同様とすることで、適宜対応は可能となると考えます。 (NTT東日本、NTT西日本)	○ 答申(案)に示したとおり、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当である。 なお、本来、実際費用方式を適用すべきのご意見については、考え方5のとおり。

意見20 平成24年度以降、改良モデルが市場の実態に則さない可能性があるため、改良モデルを用いた接続料算定方式の適用期間は平成23年度の1年間とすべき。	考え方20
○ IP電話の回線数が平成23年度末にはPSTNを上回り、その後、IP網への移行がさらに進展するとの予測があることに鑑み、PSTNをベースにしている改良モデルについては、平成24年度以降、市場の実態に則さないモデルとなる可能性があります。 従って、まずは平成24年度以降の算定方式としてIPモデルを適用することを目指すべきであり、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、あくまでIPモデル適用開始までの期間、すなわち平成23年度の1年間に限定するのが適当と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ○ 報告書(案)は、制度安定性の観点から算定方法の頻繁な変更は必ずしも好ましくなく、また新算定方式への十分な検討期間を考慮して適用期間1年間は適当ではないとのことですが、市場移行期においては制度の維持が、変化の激しい市場環境との乖離を拡大することにもなりかねません。 平成23年度の接続料は、平成22年度と同水準ですが、平成24年度以降は大幅な値上げが推計されています。これを回避するためにも適用期間を1年間とすべきです。 尚、新算定方式の検討期間が適用期間を超過したとしても、新算定方式を確定次第、同方式による接続料を遡及精算するなどの手段も考えられます。 (フュージョン・コミュニケーションズ)	○ 答申(案)に示したとおり、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点からは、算定方法の頻繁な変更は必ずしも好ましくない。また、今後、PSTNを取り巻く環境変化等に適切に対応した算定方式を検討するためには、改良モデルの評価や新たな算定方式の検討等に十分な期間が必要となるものと考えられることから、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を1年間とすることは必ずしも適当ではない。 こうした点を踏まえ、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当である。 ただし、電気通信分野を取り巻く環境は今後も一層急激に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に現行の算定方式の前提が大きく変化することが明確になった場合には、固定電話市場における環境変化を適切に見極めた上で、今回提案された新たな算定方式を含む長期増分費用方式の在り方について、適時に見直しに向けた検討を行うことが適当であることは、答申(案)に示したとおりである。
意見21 改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえ、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべき。	考え方21
○ 答申案においては、「平成23年度から平成24年度までの2年間、改良モデルを適用することが適当」であり、「適用期間内に現行の算定方式の前提が大きく変化することが明確になった場合に、(略)、算定方式の見直しに向けた検討を行うことが適当」と取りまとめられましたが、前述のとおり、PSTNを取り巻く環境は現状においても急速に変化しており、このまま2年間改良モデルを適	○ 算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきとのご意見については、考え方1のとおり。

用してPSTN接続料の算定を行った場合、接続料水準の上昇を招き、利用者利便が大きく損われることが懸念されます。 改良モデルの適用期間内であっても、市場環境の変化を踏まえて、PSTN接続料の算定方式の抜本的な見直しに向けた検討を速やかに開始すべきです。 (KDDI) ○ 「光の道」構想の議論がなされていること等をふまえ、適用期間を通例より短い2年間とされたことは適当と考えますが、NTT東西殿のマイグレーション計画が具体的に示されない場合を勘案して、接続料金が利用者料金に影響するレベルまで達した(もしくは見込まれる)段階においては、改良モデル適用期間内であっても見直しを実施することが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
--	--

第6章 次期見直しに向けた課題

1. 接続料算定方式の見直しに向けた検討

意 見	考 え 方
意見22 PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、接続料算定の在り方について改めて検討することが適当とする答申(案)の考え方に賛同。	考え方22
○ 「光の道」構想の具体化の進展や概括的展望の公表等により、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、接続料算定の在り方について改めて検討することが適当」とする答申(案)の考え方に賛成します。 (九州通信ネットワーク)	○ 賛同のご意見として承る。
意見23 算定方式の見直しに向けた検討を速やかに開始すべき。また、新たな算定方式の適用については、改良モデル適用期間後である必要はなく、適宜行っていくべき。	考え方23

○ 現行のLRICモデルに代わる新たな算定方式の検討について、答申案では「今後のPSTNを取り巻く環境の変化を踏まえ、(略)、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある」との考えが示されましたが、検討に時間がかかることを踏まえれば、なおさら早期に、新たな算定方式の検討に着手する必要があります。

なお、「今後、「光の道」構想の具体化の進展や概括的展望の公表等により、PSTNを取り巻く環境の方向性がある程度明確になった場合には、環境の変化等を適切に見極めた上で速やかに、PSTNにかかる接続料算定の在り方について改めて検討することが適当」とされていますが、現にPSTNからIPへと需要が急速に進んでいることを踏まえれば、前述のとおり、PSTNからIP電話へのマイグレーションの動向を見越した将来需要について関係者間で認識の共有を図り、ユーザー利便のため、速やかにPSTNの接続料算定方式の見直しについて検討を開始すべきです。また、新たな算定方式の適用については、改良モデル適用期間後である必要はなく、適宜行っていくべきです。

(KDDI)

○ 現在の通信市場は、PSTN(加入電話・ISDN)市場(平成21年度末4,334万加入、前年比▲8%)から光IP電話市場(平成21年度末1,446万加入、前年比+30%)への移行期にあり、平成23年度末には、PSTNの回線数を上回る可能性が示されています※1。

※1:「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務制度の在り方について(平成22年7月27日付け諮問1213号)」より参照

両者の接続料金の現状として、PSTNの接続料金は、トラヒックの減少及びNTSコストの一部負担等により上昇が推計され、光IP電話の接続料金はトラヒックの増加により下降傾向(平成21年度から22年度実績より)にあります。

中継電話事業者は、発信網と着信網の両端で接続料金を負担しています。着信網は端末種別によってPSTNまたは光IP電話の接続料金のいずれかが適用されますが、発信網はPSTNの接続料金のみ適用されます。このため、PSTNの接続料金が上昇した場合、発信網に他の選択肢がない中継電話事業者にとってその負担は特に過大なものとなります。一方、NGNを発信側で利用できないなどIP電話市場のオープン化が未整備であるといった現実も存在し

○ 算定方式の見直しに向けた検討を速やかに開始すべきとのご意見については、考え方1のとおり。

他方、答申(案)に示したとおり、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は平成23年度から平成24年度までの2年間とすることが適当であるが、電気通信分野を取り巻く環境は今後も一層急激に変化していくことも見込まれるため、適用期間内に現行の算定方式の前提が大きく変化することが明確になった場合には、固定電話市場における環境変化を適切に見極めた上で、今回提案された新たな算定方式を含む長期増分費用方式の在り方について、適時に見直しに向けた検討を行うことが適当である。

ます。

報告書案の下表「GC 接続料水準(推計値)」が適用された場合、「利用者料金(通信料金)に占める接続料金の比率(=AC 率)」を平成 21 年度の弊社通信量にて試算しますと、平成 21 年度:53.6%から、平成 23 年度:56.3%(平成 21 年度比+2.7pt)、更に平成 24 年度:59.1%(同+5.5pt)と大幅に上昇します※2。この試算結果は、平成 24 年度の接続料負担の総額が平成 21 年度より約 10%増加することも示し、中継電話事業者の経営に与える影響は特に深刻なものであることを表しています。

※2:AC 率は、年度毎に推計したIP電話シェアの上昇ならびに携帯接続料水準の低減傾向を反映し、試算したもの。

PSTN接続料の上昇によって、中小規模の電気通信事業者の撤退等となり、または利用者の利便性が損なわれる可能性がありますので、「光の道」構想の審議状況やNTT東西殿の概括的展望など諸検討条件が整っていない状況ではありますが、市場移行期に適した新接続料算定方式を速やかに検討すべきと考えます。

表:GC 接続料水準(推計値)

(単位:円/3分)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①接続料原価算入(100%)	5.1～5.3	5.4～6.0	5.8～7.8
平成 22 年度比	-2～+2%	+4～+15%	+11～+31%
②接続料原価不算入(0%)	4.1～4.3	4.4～4.8	4.7～5.4
接続料金に含まれるユニバーサルサービス相当分(②-①)	1.0	1.0～1.2	1.1～1.4

①接続料へのき線点 RT-GC 間伝送路コストの算入が 100%である場合。

②接続料へのき線点 RT-GC 間伝送路コストの算入が 0%である場合。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

○ PSTNのみに立脚した算定の在り方については、見直しが必要であると考えます。

長期増分費用方式を導入した意義は、ネットワークコストを現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術で利用する方法で算定することにあります。他方、通信事業者・通信機器ベンダーともに採用技術、技術開発をPSTNからIPにシフトさせており、PSTNによる効率的な設備や技術の開発が今後期待できないこと、また保守料金の上昇等も経年で織り込まねばならないことから、今後PSTNに係るコスト低廉化は、償却期間の延長など限られた方法でしか実現できなくなると考えます。 このようなことを鑑みると、算定方式による結果を主な判断基準とすることなく長期増分費用方式を導入した意義に立ち返り、非効率性を排除した接続料を設定し利用者利便に資する観点の見直しが必要と考えます。 したがって、KDDI殿やソフトバンク殿が提示された新たな算定方式は、IP化もふまえた接続料算定の在り方の議論の端緒として検討に値するものと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)	
意見24 答申後直ちにIPモデルの検討を開始し、平成24年度には当該モデルによる接続料を適用すべき。平成23年度接続料については、PSTN定常を適用して算定すべき。	考え方24
○ IPモデルについては、必ずしも最初から完璧なモデルを志向する必要はなく、例えば、改良モデルにおける算定ロジックの一部をそのまま活用する等、新たに検討すべき項目を絞り込むことで、約1年～1年半でのモデル構築が可能と考えます。今回の答申後直ちに検討を開始すれば遅くとも平成24年度内には算定方式として確定可能であるため、当該年度初めに遡及してIPモデルによる接続料を適用すべきと考えます。 また、PSTN定常は新モデルの提案ではなく改良モデルの入力値に係る提案であり、平成23年度接続料から適用可能な方式です。次回の接続政策委員会においても議論の上、平成23年度接続料へのPSTN定常の適用について、今回の答申に検討すべき事項として記載していただきたいと思います。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 平成24年度接続料の算定にはIPモデルを適用するとともに、平成23年度接続料の算定にはPSTN定常を適用すべきとのご意見については、考え方7のとおり。

第6章 次期見直しに向けた課題

2. その他

意見25 NTT東西は、メタルケーブルの撤去計画も含めたIP網への移行計画について、必要な情報を早期かつ積極的に開示すべき。	考え方25
○ NTT東西より公表予定の概括的展望については、メタルケーブルの撤去計画も含めたIP網への移行計画について、必要な情報を早期かつ積極的に開示されることを要望します。 (九州通信ネットワーク)	○ NTT東西は、PSTNからIP網への移行について概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西は、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことが適当である。
意見26 ドライカッパ等のレガシー系サービスの接続料算定の在り方について、早期に見直しを行うべき。	考え方26
○ 答申案で指摘されているとおり、PSTNからIP網へのマイグレーションの進展と同時にドライカッパや専用線等のレガシー系サービス全体についても、需要の減少等により、今後接続料が上昇していくことが懸念されます。 これまでも競争事業者はコスト削減努力を図ってきていますが、これ以上接続料が上昇した場合、ユーザー料金の値上げやサービス提供からの撤退を余儀なくされる可能性があります。 そのため、NTT東・西は、国民利益の最大化のために、一層のコスト削減効果に努め、接続事業者の意見も着実に取り入れながらオープンに議論を進め、PSTNのみならずレガシー系サービス全体について接続料算定のあり方の見直しを早期に進めるべきです。 (KDDI) ○ 「PSTNからIP網への移行が進展するなどの環境変化は、長期増分費用方式に基づく接続料の他、ドライカッパ接続料等のレガシー系接続料に対しても大きな影響を及ぼすことになる。」という報告書案の記載は、正に現状を反映したものと考えます。 特にドライカッパ接続料については既に上昇基調にあり、平成22年度ではNTT東日本殿で1,394円・NTT西日本殿で1,391円に達しており今後の上昇傾向を鑑みると、競争事業者の利用者料金に影響を与える可能性が高いレベルまできています。このような状況の一方で、光ファイバ接続料も高止まりしていることで、事業者間による競争が活性化せず、結果的にブロードバンド	○ ドライカッパ接続料等のレガシー系接続料については、平成22年度のヒストリカル接続料の認可にあたり情報通信行政・郵政行政審議会において審議がなされ、平成22年2月22日付同審議会答申において、答申(案)に示したとおり要望がとりまとめられている。 総務省においては、当該要望を受け、NTT東西に対して行政指導(要請)を行ったところであるが、その実効性等を確保する観点から、レガシー系接続料の算定の在り方について必要に応じ引き続き検討を行うことが適当である。

利用者全体に不利益が生じることに繋がってしまいかねません。

本報告書案においては、平成 22 年 2 月 22 日付け情報通信審議会答申をふまえ、レガシー系接続料の算定の在り方については、必要に応じ引き続き検討と書かれているところですが、利用者の不利益等市場に対する影響を考えると、接続料抑制に向けた抜本的な接続料算定の見直しを直ちに行う必要があると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- メタルから光への移行により、ドライカップ等のレガシー系サービス全般の需要も減少傾向に歯止めがかからず、その接続料は上昇を続けています。一方で、FTTH 市場における公正競争環境も十分に整備されていないため、接続事業者は FTTH サービスへの移行もままならない状況です。

このような状況においては、接続事業者の提供するレガシー系サービスの進展が望めないばかりか、市場退出のリスクが高まる等、健全な市場環境の形成が阻害される可能性が強く懸念されます。

従って、PSTN接続料の抜本の見直しと並行してドライカップ等レガシー系サービスの接続料算定方法についても、接続料原価における未利用芯線や需要における FTTH へ移行した回線の扱い等に関し、抜本的な改善策を講じることが必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)